

大阪府ツキノワグマ出没対応方針

はじめに

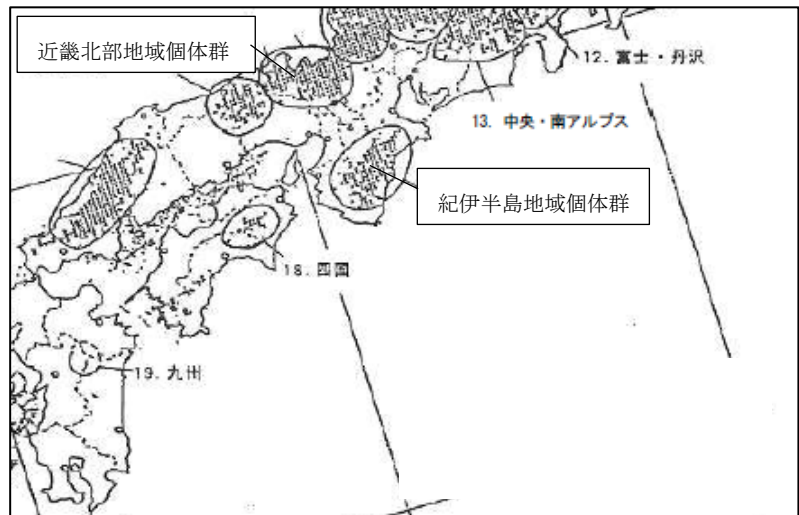
これまで大阪府域にはツキノワグマは生息していないと考えられてきたが、平成 26 年 5 月以降、北摂地域において数件のツキノワグマの目撃情報があり、足跡の確認や大阪府域で初めての捕獲といった事案が発生した。また、近隣府県ではツキノワグマの生息域の拡大が指摘されており、今後、住民の生活や自然公園等の利用に大きな支障となることが懸念されている。

そこで、本方針は、住民や自然公園等の利用者の安全確保を最優先するというを基本に、『出没を予防すること』及び『人身被害を防止すること』を目的として、出没への備えと対策を取りまとめた。

1 大阪府の現状

(1) 大阪府及び近隣府県における生息状況

- ・大阪府域はツキノワグマの恒常的な生息域ではなく、これまで一時的な目撃はあっても定着した個体等は確認されていない。
- ・一方、近隣府県では、兵庫県北東部から京都府、滋賀県、福井県にまたがる「近畿北部地域個体群」、三重県南部から奈良県南部、和歌山県北東部にまたがる「紀伊半島地域個体群」があり、これらの地域個体群の生息域は拡大が指摘されており、大阪府域での出没等の影響が危惧されている。
- ・なお、これらの地域個体群について



出典：「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）

(2010 年 3 月、環境省)」

ては、環境省が示す地域個体群毎の関係府県が保護管理を行っている。

地域個体群	関係府県
近畿北部地域個体群	福井、滋賀、京都、兵庫
紀伊半島地域個体群	三重、奈良、和歌山

出典：「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）(2010 年 3 月、環境省)」

(2) 目撃情報等

- ・近畿北部地域個体群（京都府・兵庫県）に隣接する北摂地域における目撃情報が多いが、紀伊半島地域個体群（奈良県・和歌山県）に隣接する泉州地域でも目撃情報がある。

【目撃情報等】

平成 12 年	平成 16 年	平成 17 年
能勢町・高槻市等の北摂地域（目撃・他県で捕獲）	能勢町（目撃 2 件） 阪南市（目撃）、和泉市（目撃）	能勢町（足跡）

- 平成 26 年 5 月以降、下表のとおりツキノワグマが集落近くに出没している。（参考：ツキノワグマ出没位置図（H26 年度））

日付	場所	集落からの距離等	痕跡等
5 月 5 日（月）	茨木市上音羽	集落からの約 100m の土取り場内	足跡を多数発見。
6 月 19 日（木）	豊能町野間口	集落周辺の田んぼの横（約 500m）	シ・イシの有害鳥獣捕獲用の檻に入る。
7 月 14 日（月）	高槻市田能西浦	集落から約 100m の府道上	至近距離（約 5m）で目撃。

(3) 地域特性

- 大阪府の森林は府域の約 3 割を占め、北から北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなり、大阪平野を取り巻く形で位置している。南河内や泉州地域は人工林が占める割合が高く、それ以外の地域はツキノワグマが好む堅果類（コナラ等）の広葉樹林が多くなっており、とりわけ北摂地域では近隣府県のツキノワグマの生息域が南側に拡大していることから、出没のおそれが高まっている。
- 大阪府の都市部周辺域では古くからベッドタウンとして宅地開発が進んでおり、ほとんどの市町村は人口密度が高く、人間活動が活発な地域である。
- 府内の自然公園や自然歩道は交通の利便性が高いことから、ハイキング等のレクリエーション利用が活発である。
- 前述のとおり、大阪府域はツキノワグマの恒常的な生息域ではなく、一時的出没地である。
- 上記について総合的に勘案すると、大阪府の都市部周辺域は、環境省が示す生息地区分や人間活動等に応じた対応区分の C ゾーンに準じた扱いとすることが適切である。

【クマ類出没対応ゾーニング】

	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
クマ類の生息地区分	クマが普通に生息する恒常的生息域内（自然環境保全基礎調査や県調査でクマ類の生息域と区分される地域）	恒常的生息域と生息域外の境界（恒常的生息域に接する農地と里地里山森林が混在する地域）	恒常的生息域外の一時的出没地
土地利用と人間活動からの区分	森林が主体となる。森林内作業、山菜・キノコ採集、登山などのための入山者がいる。	森林、農地、河畔植生、養魚場、小集落や宿泊施設が点在する里地里山。	市街地で人間活動は多い。
人口区分	定住者はほとんどいない	やや高い（20-300人/km ² 程度）	高い（>300人/km ² 程度）
対応区分	死亡事故など重大事故以外は、捕殺などの緊急対応の必要性は少ない。登山者への注意よびかけを行う。	緊急対応（パトロールと捕獲準備）が必要だが、危険性が低いと判断されれば、静観、追い払いも選択肢となる。	緊急対応（追い払い、捕殺/捕獲による取り除き）が重要となる。

出典：「クマ類出没対応マニュアルクマが山から下りてくる」（2007 年 3 月、環境省）」

【近隣府県に接する市町村の人口密度】

100～200人／km ²	300～500人／ km ²	500～700人／ km ²	1千～2千人／km ²	2千人以上／km ²
能勢町・千早赤阪村	岬町	豊能町・河南町	島本町・河内長野市・太子町・泉佐野市・泉南市・阪南市	池田市・箕面市・茨木市・高槻市・枚方市・交野市・四條畷市・大東市・東大阪市・八尾市・柏原市・羽曳野市・和泉市・岸和田市・貝塚市

データ：平成22年国勢調査（日本統計地図）

【自然公園等の利用状況】

単位：千人

明治の森箕面 国定公園	金剛生駒紀泉 国定公園	東海自然歩道	環状自然歩道 (北摂管内)	環状自然歩道 (中部管内)・ 生駒縦走歩道	ダイヤモンド トレイル	近畿自然歩道 (泉州管内)
1,701	12,502	96	129	1,716	891	161

データ：自然公園等利用者数調（環境省・大阪府、平成24年度）

2 基本的考え方

- ・大阪府域は都市部だけではなく周辺域でも人間活動が活発であり、ツキノワグマの出没が確認された場合、そのまま放置すると、人とツキノワグマが遭遇する可能性が高くなると想定される。
- ・また、ツキノワグマの恒常的な生息域ではないことを考慮し、住民と自然公園等の利用者の安全確保を最優先とする。
- ・そのため、まずは出没を予防し、出没時には人身被害等を未然に防ぐ必要があり、それらの対策については、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の許可権者である、近隣府県に接する市町村（以下、「市町村」という。）が行い、大阪府は技術支援や近隣府県・市町村との連絡調整等を行う。

3 被害防止対策

(1) 出没の予防

- ・市町村は、集落周辺の収穫しない柿や栗などの誘引物の除去や生ゴミを野外に放置しないこと、通学路等の道路や川沿いのやぶの刈払い等の取り組みを進め、長期的に出没を抑制するために、里山林の適正な整備によりツキノワグマの隠れ場所を減らし、出没防止のための緩衝帯設置等の環境整備に努める。
- ・住民及び入山者はザックに鈴等をつけて人の存在・接近をツキノワグマに知らせる、残飯等の誘引物となるものは持ち帰るようにする。

(2) 人身被害の防止

- ・大阪府は、近隣府県や府内の市町村におけるツキノワグマの目撃情報等を収集し、市町村や大阪府、猟友会等の関係者により出没が確認された場合、市町村へ情報提供を行う。
- ・市町村は猟友会や警察等の関係機関との緊急連絡体制を整備し、目撃情報等の速やかな情報伝達に努める。
- ・また、山林内で足跡等の痕跡や目撃情報があった場合、住民や入山者への注意喚起や巡回、やぶの

刈払い等の警戒態勢をとる。

- ・さらに、集落やその周辺での出没や過去の出没状況により人身被害が生じるおそれがある場合、またはツキノワグマの存在による恐怖心や危険回避のため日常生活が制限されるなどの生活環境被害が発生している場合、大阪府及び近隣市町村と連絡調整し、集落やその周辺に電気柵等を設置するとともに、有害鳥獣捕獲（捕殺）を実施する。

(3) 誤捕獲の防止

- ・市町村は、ツキノワグマの目撃情報があった場合、シカ・イノシシの有害鳥獣捕獲において「くくりわな」の使用は控えるものとし、檻については扉を一時的に固定する（もしくは閉める）、またはツキノワグマが逃げられる構造（天井に直径 30cm 程度の穴をあけたもの）の檻等を使用するように努める。
- ・また、誤捕獲が発生した際には、人身被害の危険性がないと判断し、周辺住民の合意が得られた場合、速やかに放獣を実施する。

4 普及啓発

- ・大阪府及び市町村は連携して、ホームページや広報等により、住民や入山者等へツキノワグマの出没情報の提供や集落における誘引物の除去等について普及啓発を行う。

5 その他

- ・大阪府は、捕獲個体の性別や体長、捕獲歴等を把握するために、関係機関の協力を得て可能な限り、科学的に個体情報を把握し、被害防止対策等に活用する。

参考資料

「クマ類出没対応マニュアルークマが山から下りてくるー（2007年3月、環境省）」

「ツキノワグマおよびヒグマの分布域拡大の現況把握と軋轢防止および危機個体群回復のための支援事業（2014年3月、日本クマネットワーク）」

「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（クマ編）（2010年3月、環境省）」

